#### パートA

# 序 文

# ガイド

**01.01** 本書は、標章の国際登録に関するマドリッド協定(以下、"マドリッド協定"又は"協定"(1891年に合意し、1892年に発効した。)という。)と、マドリッド協定に関する議定書(以下、"マドリッド議定書"又は"議定書"(1989年に採択され、1995年12月1日に有効になり、1996年4月1日から運用された。)という。)の双方のためのガイドである。両条約は、スペインのマドリッドで開かれた外交会議で採択された。これらを便宜上合わせて"マドリッドシステム"と呼ぶ。

**01.02** これら二つの条約に基づく出願は、二つの規定によって規律されており、それらは、マドリッド協定及び議定書に基づく共通規則(以下、"共通規則"又は"規則"という。)及びマドリッド協定及び議定書に基づく出願に関する実施細則(以下、"実施細則"という。)である。マドリッドシステムの枠組みにおける実施細則の規定は、共通規則の規則第41に基づいており、これは第33回マドリッド同盟総会(2001年9月-10月)により採択された。これらの実施細則は、2002年4月1日に施行された。

本ガイドは4つのパートに分かれている。パートAでは、マドリ 01.03 ッドシステムの概論を簡潔に紹介している。 そこでは、 国(又は標章登録のた めの独自のシステムを維持する政府間機関 )がどのようにマドリッド同盟に加 盟できるのかを説明している。パートBは、手続について述べ、3 つの章に分 かれている。第1章では、官庁、出願人、名義人に共通の手続について述べて いる。第2章は、出願人又は名義人の立場からマドリッドシステムの手続につ いて述べている。第3章では、(それが本国官庁又は名義人の締約国の官庁又 は指定締約国の官庁かどうかに関わらず)官庁の立場から同様の事項について 述べている。パート C は、マドリッド同盟国のリスト、協定、議定書又は共 通規則に基づき行うことのできる様々な宣言及び通報の本文及びどの締約国 によってどの宣言及び通報がこれまでに行われてきたかを示す表や、特定の締 約国が議定書に基づき指定された場合に支払うべき個別手数料の(スイスフラ ン建ての)現行額の表をも含んでいる。最後に、パート D には、協定、議定 書、共通規則及び実施細則の全条文を掲載している。またパートDには、その 他の有用な情報、例えば、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に 関するニース協定で確立された商品及びサービスの分類のリスト、標章の図形 要素の国際分類に関するウィーン協定によって確立された標章の図形要素の 種類及び分類の表といった情報も紹介している。また、国際事務局により確立 された様式(公式及び非公式でも)やさらにその他の種々雑多な情報も含んで いる。

- **01.04** ガイドの特別パラグラフに関連した協定・議定書の条文及びこれらの規則を欄外に可能な限り引用している。これらの共通規則及び実施細則を説明するに当たっては、極力正確を期すことを旨とし、パートロにはこれらの規則の原文を正確に記してあり、極めて有効であろう。
- **01.05** 欄外に引用された、協定、議定書又は規則の規定は、以下のような意味をもつ。:
  - "Axx 条"とは協定の条文をいう。
  - "Pxx 条 "とは議定書の条文をいう。
  - "xx条"とは協定と議定書両方の条文をいう。
  - "規則 xx"とは共通規則をいう。
    - "A.I.セクション xx"とは実施細則のセクションをいう。
- **01.06** 本ガイドに掲げたパラグラフについては、他のパラグラフと関連させ、関連性を次のように表記した。:
- "パラグラフ xx.xx 参照"、とは引用のパラグラフが同じパート及び同じ章に属する場合である(例えば"パラグラフ 01.05 参照")
- "パラグラフX.xx.xx 参照"、とは引用のパラグラフが同じパートであるが他の章に属する場合である。(例えば"パラグラフ .01.05 参照")
- "パラグラフX.xx.xx 参照"、とは引用のパラグラフが異なるパートに属する場合である。(例えば"パラグラフA.01.05 参照")
- "パラグラフX.X.xx.xx 参照"、とは引用のパラグラフが異なるパート や章に属する場合である。(例えば"パラグラフB. .01.05 参照")
- **01.07** このガイドの"mark(標章)"という用語の使用については、協定、議定書及び規則での実施に準拠する。これは(商品に付与する)商標又はサービスマークと同一であると解釈するものとする。

# マドリッドシステム:基本的特長

# マドリッド協定及びマドリッド議定書

**02.01** 標章の国際登録に関するマドリッドシステムは2つの条約から成り立っている。標章の国際登録に関するマドリッド協定は1891年から、マドリッド協定に関する議定書は1995年12月1日に成立し、1996年4月1日から運営が開始されている。このマドリッドシステムは、スイスのジュネーヴにある世界知的所有権機関(WIPO)によって管理されている。

**02.02** 協定及び議定書の締約国のリストは、パートCにある。ともに締約国は、工業所有権の保護に関するパリ条約第19条に基づく特別取極であるマドリッド同盟を形成する(同盟の構成国の更に詳細な情報、及び"締約国"の意味については03.01から04までを参照。)。

**02.03** マドリッド同盟のすべてのメンバー国は総会のメンバーである。マドリッド同盟総会の最重要項目は、同盟の企画や予算に関することの採択、マドリッドシステムの利用に関する手数料の設定を含む実施規則の改正や採択である。

# マドリッドシステムを利用できる者

**02.04** 標章の国際登録に関するマドリッドシステムは、マドリッド協定 又は議定書の締約国に現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有し ているか、住所を有しているか、その国民であるか、又は、議定書に規定され ている政府間機関の領域内にそのような営業所若しくは住所を有しているか、 又は、そのような機関の締約国の国民である、自然人若しくは法人のみが利用 することができる。

**02.05** 上記自然人及び法人に関する条件を1つか又はそれ以上満たした締約国の官庁を"本国官庁"と呼ぶ。標章は、本国官庁で既に登録されている場合(国際出願が議定書のみに支配されているときには、出願されている場合)に、国際登録の対象とすることができる。

**02.06** 国際登録のための出願は、保護を求める1つかそれ以上の締約国を指定しなければならない(本国官庁以外の締約国)。さらに、締約国を事後に指定することができる。締約国は、その締約国とその国の官庁が本国官庁である締約国とが共に同じ条約(協定又は議定書)に加盟している場合のみ、指定されることができる。マドリッドシステムの国際登録は、マドリッド同盟のメンバーである締約国と営業所、住所又は国民などの必要な関連がない自然人又は法人は使用することが出来ない。また、マドリッド同盟の外においての商標の保護のためには、用いられない。

#### マドリッドシステムの概要

**02.07** 国際登録のための出願は本国官庁を通じて国際事務局に提出されなければならない。国際出願が適切な要件を満たしている場合には、標章は国際登録簿に記録され、国際標章に関するWIPO公報により公表される。

**02.08** 国際事務局は保護が求められた各締約国に(国際出願のときであろうと事後の場合であろうと)通報をする。各指定締約国は、協定又は議定書に明記された期間内に、保護を拒絶する権利を有する。その拒絶が適切な期間内に国際事務局に通報されない場合は、その各指定締約国における標章の保護は、その締約国の官庁によって登録されたものと同じである。締約国が拒絶の通報をするタイムリミットは一般には12ヶ月である。しかし、議定書のもとでは締約国はこの期間を18ヶ月と宣言することができる(拒絶が異議を基礎とした場合にはさらに長い期間)。

02.09 国際登録の日から5年の間は、国際登録は、本国官庁に登録又は出願された標章への従属関係が残っている。もし、本国官庁又は裁判所の決定による取消、又は本人の自発的取消又は更新しないことによって基礎登録が国際登録から5年以内に消滅した場合、消滅した範囲において、国際登録は後保護されない。同様に、国際登録が本国官庁の出願を基礎としており、もしその出願が5年の間に拒絶又は取り下げがなされた場合、又は、この期間内にその基礎出願の結果の登録が効力を失った場合、その範囲において、国際登録は取り消される。この5年の期間の満了後は、国際登録は基礎登録又は基礎出願から独立したものとなる。

**02.10** 国際登録は、所定 1 0 年ごとの支払により効力を維持することができる。

# マドリッドシステムの利点

**02.11** 国際登録は標章の名義人にとっていくつかの利点がある。締約国の本国官庁に、標章を登録した後又は登録のための出願をした後ならば、出願人は一つの言語で一つの官庁へ一つの出願をし、手数料を支払いさえすれば良く、異なった言語で、様々な締約国の商標に関する官庁へ別々に出願をし、それぞれの官庁へ別々に手数料を支払う必要はない。登録の更新又は変更の場合も同様の利点がある。

- **02.12** 国際登録はまた官庁にとっても利点がある。例えば、官庁は、方式審査、商品又は役務の分類、標章を公告するなどの必要がない。また、国際事務局へ収めた手数料の一部は、保護が求められる締約国へ支払われる。さらに、国際登録サービスが2年毎にその収支を締め切る場合、収益は締約国間で分配する。
- **02.13** 2001 年末には、381,684 件を超える国際登録が有効に存在した。その1年間に23,985 件の新しい国際登録の効力が発生し、290,633 の指定を含んでおり、各登録毎の指定は平均12.1 カ国を保護した。さらに、2001年に現存する国際登録に関し、27,282 件の指定が有効になった。言い換えると、2001年に効力のある指定は、ほぼ318,000 の国内出願と同等といえる。

# 協定と議定書の比較

- **02.14** マドリッド議定書は、特定の国にとってマドリッド協定を支持することを妨げている問題点を取り除くことを目的として、標章の国際登録のシステムのための新しい特徴を導入するために 1989 年に採択された。マドリッド協定と比べて、議定書は主に以下の新制度を導入している。
- 出願人は国際登録のための出願に、本国官庁における出願を基礎とすることができる。協定のもとでは、国際出願は本国官庁での登録を基礎としなければならない。
- 出願人が保護を求める各締約国は、その領域において標章の保護を登録することはできないと宣言するための期間として(1 年の代わりに)18 ヶ月を、 異議申し立ての場合はさらに長い期間を、選択することができる。
- 各締約国の官庁は、マドリッド協定に基づく場合よりも高額の手数料を 受領することができる。
- 例えば国際登録日から5年以内に基礎出願が拒絶され又は基礎登録が無効になったことにより、本国官庁の要求により取り消された国際登録は、国際登録日から、又は適用のある場合は優先日から(マドリッド協定にはこの可能性はなかった)の利益を受ける国内の(又は地域の)出願へ変更することができる。

**02.15** さらに、議定書は欧州共同体又はアフリカ知的所有権機関 (OAPI)のような地域的商標登録システムとのリンク付けを可能にしている。従って、例えば欧州共同体が議定書に加盟すれば、欧州共同体意匠商標庁 (OHIM)への出願、又は登録を基礎とした国際登録のための出願が可能であり、また、国際出願又は事後指定において欧州共同体を指定することにより欧州共同体での登録の効果を得ることも可能である。

# 保護条項

**02.16** マドリッド協定とマドリッド議定書は、別々に独立しているが、相似する国際条約であり、加盟国が重複している。マドリッド協定のすべての締約国が議定書に加盟しているわけではなく、マドリッド同盟の加盟国は3つのグループに分かれる。:マドリッド協定のみに加盟している国、議定書のみに加盟している国及び機関、マドリッド協定及び議定書両方に加盟している国である。

P9 条の6(1)

02.17 協定と議定書の両方に加盟している国を拘束する条約はどちらかという問題がある。これは、"保護条項"として知られる議定書第9条の6に規定されている。すなわち、ある特定の国際出願又は登録に関して本国官庁が協定及び議定書の両方の加盟国の官庁であれば、当該国際出願又は登録は、協定及び議定書の両方の加盟国となっている他のいかなる国に関しても協定のみに支配されるということである。言い換えれば、両条約に加盟する国の出願人又は名義人が行った国際出願又は事後指定における指定は、議定書のみに拘束されている締約国に関しては議定書に支配され、協定に拘束されている国に関してはその国が議定書にも拘束されているか否かに拘わらず、協定に支配される。

P9条の6(2)

**02.18** 第9条の6(2)は、マドリッド同盟総会が、4分の3の多数を持って、議定書が発効した日から5年の期間の満了後であってマドリッド協定に加盟する締約国の大部分が議定書に加盟するようになった時点から5年の期間の満了前に保護条項の廃止又はその範囲の制限が可能となるよう規定している。この後者の条件はすでに満たされているので、保護条項の見直し又は廃止は議定書が発効して10年目、つまり2005年12月1日以降に可能となる。

# 協定又は議定書への加盟

A14条(2)、

P14 条(1)(a) **03.01** 工業所有権の保護のためのパリ条約の加盟国はすべて、協定又は

議定書又は両方への加盟国となることができる。

P14条(2)、

A14条(2)(a)、

P14条(1)(b)、 03.02 議定書へ署名した国は(1989年末まで署名を受け付けた)批准

書、受諾書、承認書(以下、"批准書"という。)を寄託することにより加盟国となることができる。また、ある国は、加入書を寄託することによって協定又

は議定書の加盟国となることができる。

**03.03** 政府間機関は、加入書を寄託することにより議定書(協定ではない)の加盟国になることができるが、以下の条件を満たすよう規定されている。:

- 機関の加盟国の少なくとも1国は、パリ条約の加盟国である。そして、

- その機関には領域内で効果を有する標章を登録するための地域官庁がある。(このような官庁は、議定書の9条の4に基づく通報の対象ではないと規

定されている。パラグラフ 04.02 から 04 までをご参照。)

規則 1 (iii) **03.04** "締約国"という用語には、すべての協定に加盟している国、又はすべての議定書に加盟している国又は政府間機関を含む。

14条(3)、

A17条(5)、

P16条(5)、

14条(4)(b) **03.05** 批准書又は加入書はWIPOの事務局長へ寄託しなければならない。

事務局長は、条約(協定又は議定書)への批准書又は加入書の寄託すべて、及びこれらの文書に含まれる宣言書をすべての締約国に通報する。かかる締約国に関して、協定又は議定書は、事務局長が批准又は加入書を通報した 3 ヶ月後に発効する。(協定の場合)加入書に後者の日付が表示されている場合はこ

の限りではない。

# 締約国による宣言及び通報

**04.01** 協定・議定書及び規則には、締約国が国際登録システムの運用について所定の宣言及び通報ができるように規定している。

# 数加国に共通の官庁

9条の4

**04.02** すべての協定に加盟している二以上の国又はすべて議定書に加盟している二以上の国のそれぞれが標章に関して同一の法律を制定することに合意している場合、標章の登録のための共通官庁は、各々の国内官庁を代理するものであることを事務局長に通報するものとし、各領域全体を協定又は議定書のための単一国としてみなすべきであると通報することができる。このような通報は、事務局長が他の締約国に通達した6ヶ月後(協定の場合)、又は3ヶ月後(議定書の場合)に効力を有する。

**04.03** このような通報が行われると、かかる官庁は政府間機関の官庁(パラグラフ 03.03 参照)であるとは見なされない。政府間機関とは条約(協定又は議定書)に加盟する団体であり、共通官庁又は設立されているいかなる機関ともみなされない。

**04.04** このような通報が行われた唯一の例にベネルクス商標庁があるが、そこではベルギー・オランダ・ルクセンブルグで有効な標章の登録を行っており、協定及び議定書に基づく共通官庁として設立されている。

#### 領域的効果

A3条の2

**04.05** どのような国も、協定に加入した時又はその後も随時、国際登録から生じた保護は、明白な名義人の請求がある場合のみ当該国に拡張される旨を事務局長に通報することができる。事実、現在すべての協定の加盟国はこのような通報を行っている。このように国際登録は、その国際出願又は事後指定において明白に指定されたそのような国においてのみ効果がある。

P3 条の 2

**04.06** 議定書に基づくこのような通報の規定はない。議定書に基づく国際登録の保護は、明白に指定された締約国においてのみ拡張する。

# 現存の標章に関する制限

#### 協定による場合

A14 条(2)(f)

04.07 ある国は、協定に加入した時に、協定出願は当該加入が発効する日から効果を有する国際登録のみに制限されるべきであることを宣言することもできる。しかしこの制限は、標章がすでに国際登録の対象であり、加入の時点で既に当該国において先に登録されたものと同一である場合には、適用されない。よって、ある国がこの宣言を行うと、協定に拘束され始めた日より前に効果を有する国際登録は、当該日より前にその標章が既に当該国において登録されている場合にのみ、当該国の事後指定の対象になり得る。このような場合以外では、当該国を指定した国際登録のための新しい出願を提出することのみにより、マドリッド協定を通して保護を受けることができる。

#### 議定書による場合

P14 条(5)

**04.08** 国又は政府間機関はすべて、議定書に批准又は加入した時に、当該国又は機関に関して議定書が有効になる時点以前に、議定書に基づいて効果を有する国際登録は当該国へ拡張することはできないと宣言することができる。このような宣言は、批准又は加入の後に行うことはできない。

# 拒絶通報の期間延長

P5条(2)(b)、

P5 条(2)(c)

**04.09** すべての議定書の締約国は、議定書に基づいて指定された国際登録に関して、当該官庁が保護の拒絶を通報する期間を 12 ヶ月ではなく 18 ヶ月とすることを宣言することができる。またこのような宣言では、所定の条件に基づき、異議申し立ての結果生じた保護の拒絶通報はこの 18 ヶ月の期間の終了後になると明示することができる。

P5 条(2)(d)

**04.10** このような宣言は、批准書や加入書の中で行うことができる。またその後も行うことができる。この場合は WIPO の事務局長がこの文書を受領した3ヶ月後に発効になる。

## 保護の暫定的拒絶後の決定通報

規則第 17 条(5)(d)

**04.11** 締約国の官庁は、その法律に従い、国際事務局に通報された暫定的拒絶が、名義人によって再審査が請求されたか否かを問わず、当該官庁による再審査の対象となること、及び当該再審査においてなされた決定を、その官庁に対する更なる再審査又は抗告の対象とすることができることを通報することができる。

**04.12** この宣言が適用され、かつその官庁が当該決定について名義人に対し直接通報する立場にない場合には、当該官庁に対するすべての手続が完了していなくとも、その官庁は、(規則第 17 条(5)(a)に従い)暫定的拒絶が確定又は撤回される旨を示した声明を、国際事務局に送付するものとする。

**2の**宣言は、(実務上の理由又は法的理由のために)名義人(又はその代理人)に対し、暫定的拒絶の職権による再審査後の決定を直接通報する立場にない官庁を対象とする。国際事務局への決定の送付は、それを順次名義人(又はその代理人)へ送付するものであるが、名義人から当該官庁による更なる再審査請求の機会を奪うものではない。

規則第 17 条(5)(e)

**04.14** 締約国の官庁は、その法律に従い、国際事務局へ通報された職権による暫定的拒絶が当該官庁による再審査の対象とならないことを宣言することができる。本宣言が適用される場合、その官庁により出された職権による暫定的拒絶は、(通常、その官庁に対するすべての手続の完了後に通報される)規則第17条(5)(a)に規定された声明を含むものとみなす。その場合は、標章の保護がすべての商品及びサービスに対し拒絶されたこと又はその標章が保護される商品及びサービスを示すものとする。

#### 個別手数料

P8条(7)(a)

04.15 議定書の締約国はすべて、議定書に基づく各国際登録に関して(国際出願又は事後指定にかかわらず)及び登録の更新に関して、いわゆる"個別手数料"を受け取る旨を宣言することができる。このような手数料の総額は、当該締約国が決定し、宣言において表明するものとし、その後の宣言によって変更することができる。この総額は、国際手続の結果生じた差額を清算した後、締約国の官庁が10年間この標章を登録するために受領する手数料より、又は10年間のこのような登録の更新のために受領する手数料より高額になってはならない。このような差額は、例えば国際手続により、締約国の官庁が、方式審査、商品又はサービスの分類及び国際登録の標章の公告などの簡略化による節約により生ずるものと予想される。

P8 条(7)(b)

**04.16** 宣言は批准書又は加入書の中で行うことができる。またその後も行うことができる。このような場合は事務局長が受領した 3 ヶ月後に、又は宣言で指示した日付の後に発効になる。このような場合、個別手数料は、宣言の効力発生日と同じ日又はその日より後の国際登録に関してのみ課されることになる。

規則第 34(3)(a)

**04.17** 個別手数料に関する宣言を行うか又は行った締約国はまた、事務局長に対し、個別手数料が二つの部分から構成されることを事務局長に通報することができる。第一の部分は、国際出願の出願の際又は締約国の事後指定の際、第二の部分は、当該締約国の法律に従って決定される後の日付に支払われるものとする。事後指定。二つの部分からなる納付は、その締約国において適用される納付手続を反映させることを目的としている。すなわち国内レベルにおいて、出願人に対して出願時に出願料を請求することができ、その出願が受理された場合のみ登録料を請求することができるということになる。

04.18 当該通報の発効日を明記する規定はない。したがって、個別手数料の納付を請求する宣言と同時期に通報がなされるときは、通報は、その宣言と同時期に発効する。通報が個別手数料に関する宣言後になされるときは、(特に宣言及び手数料の額を公表するのに必要とされる時間を考慮して)国際事務局及び関係官庁間の合意に基づく日に発効する。

P8 条(7)(a)

**04.19** 締約国は個別手数料を受け取る旨の宣言を行わなかった場合、追加・付加手数料により生じた収入の一部を受領する。(パラグラフ B. .41.01 と 02.参照)個別手数料を受け取りたいと宣言すれば、締約国はこのような一部受領に同意することとなる。

**04.20** 個別手数料は議定書に基づいて効力を有する指定に関してのみ請求することができる。指定が協定に基づいている場合、(すなわち、本国及び指定国の双方が議定書に加盟しているか否かに拘わらず、協定に加盟している場合である。)支払われるべき手数料は付加手数料であり(及び、該当する場合は追加手数料)、個別手数料ではない。

#### 事後の指定の申請

規則 7(1)

04.21 2001 年 10 月 4 日前に発効した規則第 7(1)に基づき、すべての議定書の締約国の官庁が国際登録のための本国官庁であり、かつ、名義人の住所が領域内にある場合、議定書に基づく事後指定を本国官庁を通して国際事務局へ提出するように要求することを、事務局長へ事後指定通報することができる。本規定は、2001 年 10 月 4 日から発効したマドリッド同盟総会により削除され、その結果、本規定に基づく通報は一切行うことができなくなった。しかしながら、当該日以前に行われた通報は、撤回されるまで効力を有する。当総会は、関係締約国ができる限り早期にそれらの通報を撤回するための措置を講じるべきであると勧告した。このような撤回はいつでも行うことができ、事務局長が撤回の通報を受領した日から又はその通報に示された日以後いつからでも効力を有するものとする。

**04.22** 上記の通報が効力を有しない場合は、議定書に基づく事後指定は、名義人により国際事務局へ直接申請することができる。しかし、それまでに本通報が行われてきたかどうかにかかわらず、協定に基づく事後指定は、常に官庁を通じて申請されなければならない。

# 使用意思の宣言書

規則 7(2)

04.23 議定書に基づいて指定されている場合はいつでも、締約国が標章を使用する意思の宣言書を要求する場合には、当該要件を事務局長に通報しなければならない。当該締約国が、その宣言書は出願人本人により署名され(つまり、代理人の署名では足りない場合)、又は国際出願に添付される別個の公式様式によるべきことを要求する場合、通報にはその旨の記述を含むものとし、当該要件に係る宣言書の正確な文言を明記するものとする。締約国が英文の宣言書を要求する場合(国際出願がフランス語である場合も)、又はフランス語で要求する場合(国際出願が英語である場合も)、通報には要求に係る言語を明示するものとする。

規則第7(3)(a)

規則第7(3)(b)

**04.24** 上記の通報は、批准又は加入の文書において行うことができる。また、事後にも行うことができ、その場合には、事務局長が通報を受領してから3ヵ月後又は通報に示されたその後の日に、効力を生じるものとする。通報は、いつでも撤回することができる;撤回は、撤回の通報の受領のときに又はその通報に示されたその後の日に効力を生じるものとする。

#### 国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言

規則第 20 の 2(6)(a)

**04.25** 商標ライセンスの記録を法律が定めていない締約国の官庁は、その締約国においては国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨を事務局長に通報することができる。このような宣言は、いつでも行うことができる。しかし、その宣言を撤回させる規定はない。

規則第 20 の 2(6)(b)

**04.26** 商標ライセンスの記録を法律が定めている締約国の官庁は、締約国においては国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨を事務局長に通報することができる。このような宣言は、規則第 20 条の 2 の効力が生じる日(すなわち 2002 年 4 月 1 日)の前又は当該締約国が協定若しくは議定書に拘束される日の前にのみ、行うことができる。宣言は、いつでも撤回することができる。

# 手数料の徴収と転送

規則 34(1)、

規則 35(1)

04.27 国際登録に関して支払う手数料は、出願人又は名義人が直接国際事務局へ支払うことができる。しかし締約国の官庁は、出願人又は名義人に当該官庁を通して手数料を支払うことを認めることができる。官庁は手数料を徴収し国際事務局へ転送することに同意した場合は、事務局長へその旨を通報するものとする。国際事務局へ支払う手数料は、本国官庁が実際には手数料を他の通貨で徴収した場合でも、すべてスイス通貨とする。

### 特定の承継国家での効力の継続

規則 39

04.28 独立前にはその領域が協定の加盟国 ("独立前の旧国") の領域の一部であった国 ("承継国") はすべて、協定における出願を継続する旨の宣言書を事務局長へ寄託することができる。このような宣言書を寄託すれば、承継国が通報する日以前に承継国において効果を有していた国際登録の名義人は、承継国における国際登録の保護の継続を要求することができる。(パラグラフB. .87.01 から 05 も参照)

# 通報と宣言の公表

規則 32(2)

**04.29** パラグラフ 04.07 から 27 で言及した通報又は宣言はすべて、国際 事務局が発行する定期刊行の公報で公表する。また、このような通報及び宣言 については本ガイドのパート C で紹介する。

## マドリッドシステムについての更なる情報

5.01 標章の国際登録の制度についての豊富な情報が、WIPO のインターネットウェブサイト(アドレス: www.wipo.int) における「国際標章」の項目において利用可能である。一般的情報と共に、このサイトでは以下の項目を含んでいる。

協定、議定書、共通規則及び実施細則の全文

- 現在のガイドの全文
- 協定及び議定書のそれぞれの条約に拘束された日及び協定若しくは議定書又は条約の承認若しくはその関連に基づいて締約国が行った宣言を共に表示する協定及び議定書の締約国一覧
- MSワード又は Adobe PDF版による、国際事務局によって発行される 公式又は非公式の様式
- 個別手数料を含む現在の料金 国際出願、事後指定、又は国際登録の更新に関する支払うべき料金の計算 シート(個別手数料を含む。)

- 国際事務局によって発行されるインフォメーション・ノーティス(例えば、 規則の追加事項や変更事項に関するもの)
- 国際登録に関する年間統計
- 会議及びセミナーに関する情報
- 日ごとに更新される ROMARIN (パラグラフ 08.01 参照)
- マドリッド・エキスプレスの項目では、有効になった全ての国際登録、同様に国際標章の WIPO 公報に公表されていない国際出願及び事後指定 (パラグラフ 09.04 参照)。

#### 国際登録に関する公開される情報

- **6.01** 国際登録簿の内容又は特定の国際登録についての情報、又は標章の国際登録制度の運用についての一般情報を入手したいと思う者は誰でも、次のような情報源にアクセスすることができる。
- 国際標章に関する WIPO 公報
- CD-ROMによる電子公報(ROMARIN)
- 電子的データベース
- 国際登録簿の抄本及び国際登録に関する証明
- 年次統計

# 公 報

規則 32(1)

7.01 国際事務局が隔週で発行する国際標章に関する WIPO 公報(以下、 "公報"という。)には、新しい国際登録、更新、事後指定、変更及び国際登録に影響のある他の事項について関連のデータがすべて盛り込まれている。書誌データは WIPOINID コード(INID は、"データ確認のための国際合意番号"(Internationally agreed Numbers for Identification of Data)」を意味する。)で識別され、これは標準 ST.60 ("標章に関する書誌データの推奨")のコードであり、標準 ST.3 ("工業所有権を発行又は登録する国家、その他の主体、国際機関を表すために推奨された標準文字 2 字のコード")のコードである。このように、公報及び書誌データに用いられる様々な関連コードが、それぞれ公報ごとに示されている。

規則 32(2) 7.02 公報にはまた、特定の要件に則して協定、議定書又は共通規則に基づく締約国による宣言及び通報、議定書第8条(7)に基づく個別手数料の額又は国際事務局が閉庁する予定の日の情報といった一般的な便宜に供する情報が盛り込まれている。後者の情報及び締約国による宣言及び通報の要約は公報の6,12,18及び24にて公表されている。

7.03 この公報は紙面で入手することができ、(1999年の初めからは) CD-ROMでも入手できる。CD-ROM版は、4週間ごとに発行され、蓄積されているので、それぞれの年の最初のディスクは紙面版の最初の2刊を含み、第2のディスクは最初の4刊を含み、これが続くことになる。年間購読を申し込むことも可能であり、紙面版の個別の刊を購入することも可能である。注文はWIPOのマーケティング及び配付部門宛に申し込む。

規則 32(3) 7.04 それぞれの年に関して、国際事務局は全ての国際登録を示す索引を、その年の間に発行された公報に公表された名義人の氏名又は名称とともに発行することが要求される。この索引は CD-ROM でのみ入手可能であり、公報の CD-ROM 版の最終刊に構成されている。これは公報の紙面版での購読者に配付される。

規則 32(4) 7.05 それぞれの締約国の官庁は、前年の間に当該締約国を指定する数に従い、公報を無償で受け取る権利を有する。加えて、当該官庁は無償で受け取る権利を有する部数と同じ部数を購読料の半額で購入することができる。

#### ROMARIN

8.01 有効な国際登録すべてについての最新の情報は、国際事務局から、CD-ROM (ROMARIN の標章で流通している。)の電子公報で発行されているこの電子公報には2つのディスクがある。最初のディスクは"Biblio"と名付けられ、有効な国際登録すべての書誌データと特殊文字又は図形的要素によって構成される、或いは特殊文字又は図形的要素を含んだその年に登録となった標章のイメージ画像が入っている。このディスクは4週間ごとに、第2回目の公報の紙面版発行と同時に又は数日以内に発行される。二番目のディスクは"Images"と名付けられ、前年いっぱいまでの特殊文字又は図形的要素によって構成される、或いは特殊文字又は図形的要素を含んだ国際登録簿にある標章すべてのイメージ画像が入っている。ディスクで発行されていないデータは、インターネットを通じてダウンロード可能な、毎日更新される ROMARIN ファイルから入手することができる。更新されるファイルを検索するのに必要なソフトウエアは、ROMARINのディスクに含まれるデータと共に、ROMARINの Biblio ディスクに入っている。

8.02 ROMARIN は商標弁理士と代理人のために強力な調査手段を提供している。その ROMARIN の情報が、国際登録簿の記録データを正確に反映させるためにあらゆる努力が払われているものの、公式な公表として位置づけられるのは公報のみであり、また、ある特定の国際登録についての国際登録簿の内容に関する国際事務局の公式な声明は、申請に基づいて国際事務局が国際登録簿より抽出する認証抄本のみとしている。(下記参照)

**8.03** また、ROMARIN の Biblio ディスクには、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類(ニース分類)、標章の図形要素の国際分類(ウィーン分類)、原産地名称の保護及びその国際登録に関するリスボン協定に基づく全ての国際登録のデータ及びそれらの国際登録及び公報で公表される様々な情報を含んだ通報が入っている。。

## 電子的データベース

規則 33(1) **9.01** 国際事務局は電子的データベースを保持しており、そこには国際 登録簿に記録されているデータ、また公報で公表されたデータがすべて収められている。

#### 規則 33(2)

規則 33(3)

9.02 国際事務局が国際出願又は事後指定を受理した後3就業日以内に 国際登録簿に記録されていなくとも、そこに含まれるデータは直ちに電子的データベースに入力される。これは、この国際出願又は指定の受領における手続の欠陥であるにも関わらず、起こりうることである。この場合に、入力されたデータには、国際出願又は事後指定が適切な要件を備えたものであるかどうかについて国際事務局はまだ判断を下していない旨の警告が付されることとなる。

規則 33(3) 9.03 ジュネーブの国連国際コンピュータ・センターにある電子的データベースは、オンライン・コンサルテーションのために国際事務局とともになされた取り決めに基づき、締約国の官庁に利用できるようになっている。データベースのコンサルテーションは無料である。、一方、アクセスのためのコスト(通信料金及びコンピュータ利用時間料金)は、利用者の負担である。

規則 33(4) 9.04 一般公開用として、公報では公表されていない国際出願及び事後 指定と同様すべての国際登録に関するデータは、「マドリッドエキスプレス」 のタイトルでインターネットによりアクセスでき、検索もできる。(パラグラフ 5.01 参照)

#### 国際登録簿の抄本

- 5条の3(1) 料金表で規定する手数料を支払うことによって、ある特定の標章に関して国際登録簿に記録されている事項について認証した写しを、誰でも国際事務局から入手することができる。この場合に、二種類の抄本を入手することができる。
  - 詳細版の認証抄本には、当初公報で公開された国際登録簿の写しが、抄本を作成する時点において国際登録簿に記録された事後指定、変更、拒絶、無効、 訂正、更新についての詳細事項とともに収められている
  - 簡易版の認証抄本は、抄本を作成する時点において、国際事務局が受理した国際登録や拒絶の通報に関して公報で公表した記録のすべてについて認証した写しで構成されている。

抄本の申請には、申請する抄本に係る国際登録の番号と日付とともに抄本の種類を示すものとする。

- 5条の3(1) **10.02** 国際登録簿からのこのような抄本は、締約国における法的手続を介して入手することができる。しかしながら、この場合に、締約国は当該抄本を公認するよう要求することはできない。
  - **10.03** また、規定の手数料の支払いにより、誰でも国際事務局から当該標章に関するすべての国際登録簿の記録について、書面による証明書又は情報を入手することができる。

#### 年間統計

11.01 毎年、公報の付録として、国際事務局は、その年のマドリッド協定及び議定書に基づく活動概要の統計報告を公表するが、これには、特に、本国官庁によって記録された国際登録数、これを各締約国ごとに分けて記載したもの、各締約国ごとの指定回数、拒絶通報数が含まれる。これらとの比較のために、前年の関係数値も表示される。年間統計は、1997年からの統計と一緒に、インターネットでも公表される(パラグラフ 5.01 参照)。